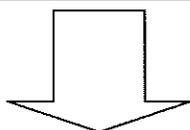


「がい」のひらがな表記について

(平成23年10月5日 定例記者会見資料)

趣旨

「害」という漢字の否定的あるいは負のイメージが強いことを考慮し、障がいのある方の人権をより尊重するという観点から「がい」とひらがな表記を使用する。

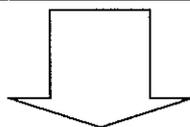


対象文書等

市が作成する

- 公文書（一般文書）
- 啓発資料等（広報、チラシ、パンフレット等）
- 会議資料・説明資料等
- 各種計画・事業概況等

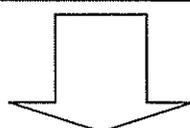
について、原則「障がい」、「障がい者」と表記する。（詳細別紙のとおり）
ただし、現行の条例、規則、要綱等については対象外。



実施日 平成23年10月1日

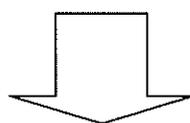
すでに印刷等を終えている場合は、作り直す必要なし。

ただし、ホームページ掲載物等については速やかにひらがな表記とする。



実施機関

弘前市市長部局とするが、他の執行機関に対しても周知の上、実施する予定。
健康福祉部主導、担当は福祉総務課



周知方法

- ・市長定例記者会見での発表
- ・広報「ひろさき」への掲載
- ・市ホームページへの掲載
- ・FM・アップルウエーブでの周知

① 対象文書等について

種別	表記変更	表記変更の対象又は対象外の理由
条例、規則、 要綱等	対象としない。	関係法令のチェックに要する作業量が大きく、また、法令等の引用もあり、詳細に検討する必要があるため 国、県の動向や表記変更の定着状況を見ながら、今後の条例改正等について検討する。
公文書	対象とする	障がい者に対する通知、案内文などのほか、内部文書も含む。 既存の計画書等の表記については、今後改定を行う際に、合わせて表記変更する。
広報資料・ 広報紙	対象とする。	全て
啓発資料	対象とする。	
会議資料等	対象とする。	
ホームページ	対象とする。	

② 適用除外の項目

上記の対象文書においても、次の項目は適用除外とする。

項目	適用除外の理由
法令、条例、要綱等の名称	法令、条例、要綱等で規定されているため
法令、条例、要綱等に既定の用語等	
制度・事業名	
関係団体・施設名	関係団体名、国・県・市町村・団体が所有する施設の名称は固有名詞であるため 市有施設の名称は条例で規定されており、当初からの条例改正は考えていないため、当面は漢字表記で対応する。
人や人の状態を表さないもの（障害物、交通上の障害）	障がい者等に関するものではなく、影響がないため
その他適当でないもの	医療用語等の専門用語や、想定できないものもあり得るため

[適用除外例]

- 法令（法律・政令・省令・告示）、条例・規則・告示等の名称
 - ・身体障害者福祉法、同法施行令、同法施行規則、弘前市知的障害者生活支援施設条例、弘前市身体障害者福祉センター条例、弘前市身体障害者福祉法施行細則 ほか

- 法令、条例等で規定されている用語、制度・事業等の名称
 - ・身体障害者手帳、身体障害者相談員、障害程度区分、障害福祉サービス、障害者支援施設、障害者生活支援センター、特別障害者手当、障害者控除、障害基礎年金 ほか

- 関係団体・施設等の固有名称
 - ・弘前市身体障害者福祉連合会 ほか

- 人や人の状態を表さないもの
 - ・障害物、交通上の障害、電波障害 ほか

- その他ひらがな表記とすることが適当でないもの
 - ・心臓機能障害、